

岡山県公報		発行 岡山県		目次
				
目次		担当課（室）		
○ 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正 【告示】 （県例規集登載）		経営支援課		
○ 保安林の指定予定 〃 漁船保険付保義務の消滅 【公告】		治山課 〃 水産課		
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 ○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧 【選挙管理委員会】		経営支援課 耕地課		
○ 証票の有効期限の決定 【公安委員会】		選挙管理委員会		
○ 特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則 （県例規集登載）		警察本部会計課		
				目次
				担当課（室）

◎岡山県告示第三百四十八号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第四条第七号ロ中「第二条第三十一項第一号」を「第二条第三十二項第一号」に改め、同号ハ中「第二条第三十一項第二号」を「第二条第三十二項第二号」に、「第二条第三十一項第五号」を「第二条第三十二項第五号」に改める。

別表第一号中「第2条第31項第1号」を「第2条第32項第1号」に、「第2条第31項第4号」を「第2条第32項第4号」に改め、同表第十一号中

「 4 中東情勢の影響を受け、原油価格・原材料価格の上昇等により、資金繰りに支障を来している又は来すことが見込まれる者 」	「 4 中東情勢の影響を受け、原油価格・原材料価格の上昇等により、次のいずれかに該当する者 (1) 最近1月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して10%以上減少しており、かつ、今後2月を含む3月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して10%以上減少することが見込まれる者 (2) 最近1月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比して10%以上減少しており、かつ、今後2月を含む3月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率に比して10%以上減少することが見込まれる者 」
--	--

「1.65%」を「1.85%」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和八年八月一日から施行する。ただし、第四条及び別表第一号の改正規定は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

(適用)

2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

◎岡山県告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和八年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市備中町布賀字下大風呂呂道ノ下八の一、字山根一〇、備中町長屋字山根二一

二の二

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和八年七月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市玉川町玉字半堂山ノ谷三〇五

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百五十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、令和四年岡山県告示第三百二十五号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和八年七月十一日限り、消滅した。

令和八年七月二十四日

加入区の名称 牛窓加入区

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

〔三二一〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年七月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ志戸部店

所在地 津山市林田一六〇番地八

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

届出書添付図面三―一に記載のとおり

百四十八・四平方メートル（荷さばき施設一 九十八・九平方メートル、荷

さばき施設二 二十四・五平方メートル、荷さばき施設三 十二・五平方メ

ートル、荷さばき施設四 十二・五平方メートル）

(変更後)

届出書添付図面三―二に記載のとおり

百二十三・四平方メートル（荷さばき施設一 九十八・九平方メートル、荷

さばき施設二 二十四・五平方メートル）

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 四箇所

(変更後) 五箇所

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設一 午前六時から午後九時まで

荷さばき施設二 午前六時から午後九時まで

荷さばき施設三 午前七時から午後八時まで

荷さばき施設四 午前七時から午後八時まで

(変更後)

荷さばき施設一 午前六時から午後九時まで

荷さばき施設二 午前六時から午後九時まで

4 変更年月日

平成二十九年十二月十九日

二 届出年月日

令和八年七月二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年七月二十四日から同年十一月二十四日まで
縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部商業・交通政策課並びに岡山
県産業労働部経営支援課ホームページ

〔三一二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十六項の規定により、県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備 大佐布瀬地区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和八年七月二十四日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備 大佐布瀬地区）変更計画書

二 縦覧の期間

令和八年七月二十四日から同年八月十四日まで

三 縦覧の場所

新見市役所

◎岡山県選管告示第六十二号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和五十六年岡山県選管告示第十三号）第一条第二項の規定により、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票（以下「証票」という。）の有効期限を次のように定めた。

令和八年七月二十四日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 令和九年一月一日から令和十二年十二月三十一日までの間に交付する証票の有効期限は、同日までとする。

二 令和八年十二月三十一日を有効期限とする証票を更新するため同日以前に交付を受けた証票は、令和九年一月一日に交付したものとみなす。

◎岡山県公安委員会規則第九号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年七月二十四日

岡山県公安委員会

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成十九年岡山県公安委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「岡山県公報（以下「県公報」という。）に登載して」を「公安委員会に掲示板に掲示するとともに、インターネットを利用する方法により、これを」に改める。

第三条及び第四条第二項中「県公報に登載して」を「公安委員会の掲示板に掲示するとともに、インターネットを利用する方法により、これを」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。